

Ⅱ 環境都市の創造

1 主体別行動計画に基づき実施した各種施策

「廿日市市環境基本計画」は、本市の環境を保全・創造するために必要な基本的事項について定めており、本市の環境に関する最上位計画に位置づけし、「第5次廿日市市総合計画」を環境面で補完する役割を担い、具体的な環境施策を示すとともに環境行動の指針となっています。環境基本計画は、主に主体別行動計画、地域別環境配慮指針、事業別環境配慮指針、率先実行計画で構成されている。

また、市民・事業者・行政が協働して地域環境の保全や地球温暖化防止等に積極的に取り組むため、「廿日市市環境都市宣言」を行っています。

なお、各種環境施策を確実に推進していくため、「廿日市市環境都市推進委員会」を設置し、進捗管理を行っています。

(1) 自然環境

①海のクリーンアップ作戦（海岸清掃活動の展開）

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の提唱により、平成5年度から阿品・地御前地区を中心に3ヶ所で海岸清掃を実施しています。平成22年度は約570名の参加がありました。



(2) 生活環境

①合併処理浄化槽設置費補助（生活排水対策の推進）

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成6年度から公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設または団地浄化槽等の集合処理施設による処理区域以外の区域において、住宅用建物に合併処理浄化槽を設置する人を対象に設置費用の一部を補助しています。

なお、浄化槽法、建築基準法施行令及び告示の一部改正に伴い、建物の新築（建て替えを含む）する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたため、平成13年度以降は、建物の建て替えを行わず、既存の住宅に設置されているくみ取り便所または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する場合のみを補助の対象としています。

平成20年度以降の補助金額（括弧内は吉和地域）は、5人槽が296千円（316千円）、7人槽が364千円（391千円）、10人槽が482千円（522千円）としています。

(表Ⅱ－１)

合併処理浄化槽設置費補助実績（地域別）

(単位：基)

年度	補 助 基 数				
	廿日市	佐伯	吉和	大野	計
平成１８年度	12	21	0	20	53
平成１９年度	13	23	0	21	57
平成２０年度	16	20	0	7	43
平成２１年度	13	27	0	2	42
平成２２年度	17	15	1	9	42

②環境保全協定（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭対策など）

住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的に、工業団地等の各事業所と環境保全協定を締結しています。環境保全協定では、各地域における環境保全を実施するため、敷地内の緑化等環境整備及び公害防止対策（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動）などについて規定しています。平成２３年３月末日現在の環境保全協定の締結事業所数は、(表Ⅱ－２) のとおりとなっています。

(表Ⅱ－２)

協定締結事業所数

	木材工業団地 (Ⅰ)期	木材工業団地 (Ⅱ)期	宮内 工業団地	佐伯 工業団地	その他	合計
事業所総数	117	10	25	16	20	188

③生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費補助（ごみの減量化の推進）

ごみ減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及び生ごみ処理機の購入費補助を行っています。補助事業の実績は（表Ⅱ－３）（表Ⅱ－４）のとおりです。

(表Ⅱ－３)

生ごみ堆肥化容器処理機購入補助（地域別）

(単位：台)

年度	廿日市	佐伯	吉和	大野	合計
平成１８年度	16	10	1	15	42
平成１９年度	28	28	0	12	68
平成２０年度	46	25	2	6	79
平成２１年度	33	17	0	10	60
平成２２年度	17	11	1	3	32

(表Ⅱ－４)

生ごみ処理機購入費補助（地域別）

(単位：台)

年度	廿日市	佐伯	吉和	大野	合計
平成１８年度	27	6	1	71	105
平成１９年度	25	4	0	20	49
平成２０年度	24	7	3	16	50
平成２１年度	16	1	0	9	26
平成２２年度	10	2	0	9	21

④リサイクルフェスタ（リサイクル・リユース活動の推進）

ごみ問題やリサイクルについて市民と一緒に考え、ごみ減量化と資源の有効活用の推進を目的に、リサイクルフェスタはつかいち（フリーマーケットの出店など）を毎年１０月に開催しています。

日 時：平成２２年１０月３日（日）

場 所：サンチェリー

来場者数：約２，６００人



⑤資源回収報奨金交付（リサイクル・リユース活動の推進）

子ども会等の登録団体が行う地域資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより、資源回収活動の活発化を図るとともに、地域で実践活動し、再資源化に対して理解を深めています。資源回収量等の実績は（表Ⅱ－５）のとおりです。

（表Ⅱ－５）

資源回収量等実績

年度		H 1 8			H 1 9			H 2 0			H 2 1			H 2 2		
地域		廿日市	佐伯	大野	廿日市	佐伯	大野	廿日市	佐伯	大野	廿日市	佐伯	大野	廿日市	佐伯	大野
実施団体数		66	5	37	71	7	36	66	7	37	66	5	36	58	6	36
回収実績 (t)	古紙類	431	22	963	470	35	928	505	42	845	495	40	912	487	45	912
	古衣類	16	0	41	14	0	32	12	1	7	8	0	3	8	0	2
	金属類	7	3	29	8	2	32	9	4	26	10	5	28	9	5	34
	空瓶類	6	1	4	6	2	3	5	1	3	4	0	2	3	1	2
	小 計	460	26	1,037	498	39	995	531	48	881	517	45	945	507	51	949
年度合計		1,523			1,532			1,460			1,507			1,507		

（３）快適環境

①緑化協定（周辺の環境への潤いの創出）

家の囲障を生け垣にすることで、街並みに潤いと落ち着いた雰囲気をつくりだすことができ、快適な環境を創出できます。

緑化協定は、「都市緑地保全法」に基づき、住民相互の合意で住民自身が自らの意思で住むまちを緑化しようとする制度です。

本市では計画的に開発された住宅団地などにおいて緑化協定が締結され、その状況は（表Ⅱ－６）のとおりです。

(表Ⅱ－6)

これまでの緑化協定の締結状況

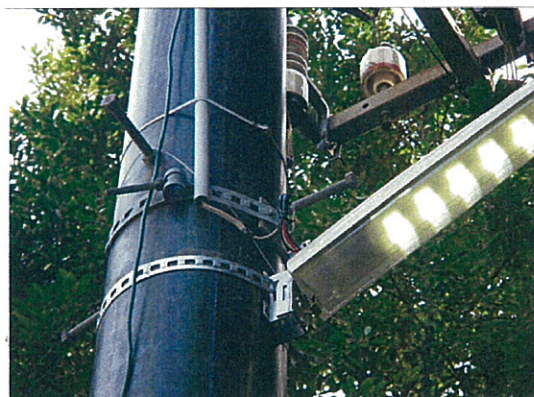
名 称	認可年月日	摘 要
宮島口青葉台	昭和 51 年 8 月 3 日	第 14 条
宮島口団地	昭和 51 年 8 月 3 日	第 14 条
対巖山団地	昭和 52 年 1 月 25 日	第 14 条
廿日市ニュータウン 東工区A区域	昭和 53 年 2 月 7 日	第 20 条
廿日市ニュータウン 東工区B区域	昭和 53 年 2 月 7 日	第 20 条
廿日市ニュータウン 西工区A区域	昭和 53 年 8 月 1 日	第 20 条
廿日市ニュータウン 西工区B区域	昭和 53 年 8 月 1 日	第 20 条
廿日市ニュータウン北地区	昭和 54 年 11 月 9 日	第 20 条
廿日市ニュータウン北地区	昭和 57 年 1 月 7 日	第 20 条
廿日市ニュータウン北地区	昭和 58 年 6 月 30 日	第 20 条
阿品台五丁目A地区	昭和 59 年 10 月 4 日	第 20 条
阿品ハイツ	昭和 60 年 5 月 14 日	第 14 条
阿品台五丁目1 8 団地	昭和 61 年 4 月 21 日	第 20 条
阿品台第 2 団地	昭和 62 年 7 月 1 日	第 20 条
阿品台第 3 団地	平成 3 年 12 月 24 日	第 20 条

※ 協定期間は、認可年月日より20年間

②道路・街路整備等（人にやさしく円滑な道路交通の確保）

市道平良佐方線に、排水性舗装を採用しました。水溜りや水の跳ね上げが少なく、人にも優しい舗装です。市道の舗装において、再生アスファルト合材を積極的に使用し、環境への負荷を小さくするように努めています。

また、阿品駅構内線及び前空自由通路線の街路灯、市有防犯灯 9 7 灯を使用電力が少なく、長寿命なLED電球に取り替えしました。

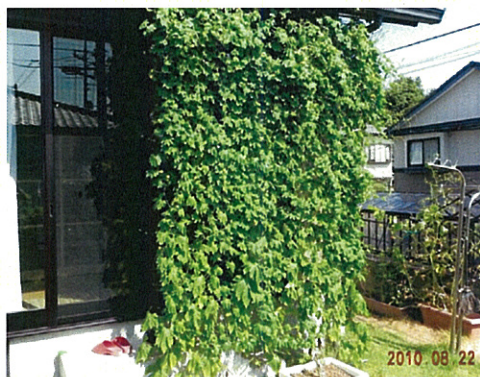


(4) 地球環境

①緑のカーテン講座（二酸化炭素（CO₂）排出量の削減）

日当たりのよい窓やベランダに、つる性植物でカーテンのように覆うと、建物への日差しを遮ったり、葉から出る水蒸気で室内の温度上昇を抑え、快適に過ごすことができると同時に、冷房代の節約になります。

平成21年度から、家庭で身近に取り組むことができる地球温暖化対策として、ゴーヤを利用した「緑のカーテン」に取り組む世帯を募集し、「緑のカーテン講座」を開催しました。



②市有施設の照明設備をLED設備等へ取替を実施(省エネルギーの推進)

平成22年度から、省エネルギー対策を推進するため、市有施設の照明を、使用電力が少なく長寿命なLED電球に取替えました。

〈平成22年度にLED電球に取替えた市有施設〉

- ・宮島市民センター 27球
- ・宮島福祉センター 83球

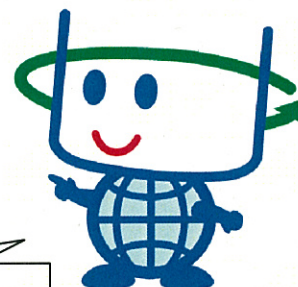


③省エネルギー対策推進計画の策定(省エネルギーの推進)

本市は、省エネルギー法の改正に伴い「特定事業者」として指定されることになり、それに伴いエネルギーの使用状況の届出や、エネルギー消費機器の管理マニュアルの整備、エネルギー消費量の年1%を目安とする削減計画の策定などが義務付けられました。

平成22年度に、「廿日市市省エネルギー対策推進計画」を策定し、省エネルギー対策の推進にあたって「1. 必要性、緊急性の高い案件」「2. 費用対効果の高い案件」「3. 普及啓発効果の高い案件」「4. 行政として取り組むべき案件」を4つの基本方針としております。

省エネルギー法に係るエネルギー削減義務をハード的な改修のみで果たすことは、費用対効果の面から現実的でなく、「2 率先実行計画(P.13～)」に示したソフト的な施策についても、積極的に推進することで、厳しい削減目標の達成を目指す必要があります。



環境創造都市はつかいち
環境マスコットキャラクター「ハーツ」くん

④廿日市市庁舎・文化センター等へ太陽光発電システム導入(新エネルギーの利用推進)

本市の沿岸部は日照時間が比較的長く、太陽光や太陽熱の利用に適した立地条件を有しています。こうした条件を活かし、地球温暖化防止の先導的役割を担う行政の拠点である「廿日市市庁舎・文化センター」に率先的な取り組みとして太陽光発電システムを整備しました。

〈平成22年度設置箇所〉

・廿日市市庁舎・文化センター	40.0kW
・廿日市市立津田保育園	10.0kW
・廿日市市立金剛寺小学校	5.0kW
・廿日市市大野東中学校	5.0kW



⑤住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金(新エネルギーの利用促進)

平成22年度から、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図り、新エネルギーの導入を促進するため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム及び省エネルギー設備を設置される方に対し、補助金を交付しました。

補助金交付件数：137件（1件につき7万円）

(5) 環境保全活動

①環境学習副読本(環境教育の推進)

平成13年度から、学校教育における環境学習を推進するため、小学校4年生用環境学習副読本を作成し、市内小学校に配布しています。環境学習副読本「わたしたちのくらしと環境」では市域の環境の現状、環境悪化の原因、環境を良くしていくための取り組みを学習し、自分たちのできることを考え、具体的に行動に移していけるような構成となっています。

平成23年3月に第4版となる改訂版を発行しました。



②環境講座等の実施（環境学習の推進）

市内小学校を対象として、水辺教室を開催し、河川、海に生息する水生生物を採取して水質階級の判定を行い、水辺に親しむとともに水質の環境保全について理解を深めています。平成22年度は市内10校の小学校で実施しました。

また、市内小学校を対象として、地球温暖化防止教室を開催し、「食」、「水」、「ごみ」、「省エネ」のテーマに沿って地球温暖化の原因と影響について学習しています。平成22年度は市内6校の小学校で実施しました。

平成22年度は、市民を対象に環境講座を年4回開催しました。



③市内一斉清掃等（協働による地域活動）

廿日市地域では、公衆衛生推進協議会主催のもと、夏季（6月）に2日に分けて全地域で一斉清掃が実施されています。降雨のため中止した地域がありますが、平成22年度は、約7,900名の参加がありました。

佐伯地域では、公衆衛生推進協議会の協力のもと、夏季（6月）に「空き缶等追放キャンペーン」として清掃が実施されており、平成22年度は、約2,200名参加がありました。

吉和地域では、公衆衛生推進協議会主催のもと、春季（5月）と秋季（10月）に一斉清掃が実施されており、平成22年度は、約500名の参加がありました。

また、クリーン太田川実行委員会が主催する河川一斉清掃「クリーン太田川」の一環として、夏季（8月）には道路や河川流域一帯の清掃を行っています。

大野地域では、公衆衛生推進協議会主催のもと、年2回各区で地域清掃が実施されており、平成22年度は、約11,000名の参加がありました。

宮島地域では、公衆衛生推進協議会主催のもと、夏季（7月）に「海と川の清掃」として実施されていますが、平成22年度は、降雨のため中止となりました。



2 率先実行計画

(1) 目的

本市は、事業者として多くの事業を行うとともに、消費者として多くの資材、製品を消費しています。率先実行計画は、このような現状を踏まえ、行政が事業者・消費者として、環境保全に向けた取組を率先して実行するための計画を定めたものです。

(2) 計画の進め方

市役所内において、各担当課を決め、その担当課が主体となって計画を推進します。

(3) 計画の対象

市役所及びその他出先機関を対象としています。

(4) 率先実行計画の主要な取組

ア 環境に配慮した物品等の購入

- ①グリーン購入の推進（環境配慮商品の率先購入・利用）
 - 環境やリサイクルに配慮した商品の率先購入・利用促進

イ 環境に配慮した事務所の創造

- ①省エネルギー・新エネルギーの推進
 - 節電の推進（数値目標：電気使用量５％以上削減）
 - ・電子化の推進による事務処理の効率化を図ります。
 - ・パソコンの省電力モードを活用します。
 - ・省エネタップ等を活用します。
 - ・証明は業務終了時に一斉消灯します。
 - ・使用部分のみ点灯します。
- ②省資源の推進
 - 節水の推進（数値目標：水道使用量２％以上削減）
 - 事務用紙の使用量削減（数値目標：コピー用紙使用量１０％以上削減）
 - 公用車の使用燃料の削減（数値目標：ガソリン使用量１０％以上削減）
 - 二酸化炭素排出量の削減（数値目標：CO₂排出量１０％削減）
- ③廃棄物の適正処理の推進
- ④庁内美化の推進
- ⑤庁内事務の効率化

ウ 環境に配慮した庁外活動の推進

- ①庁外移動時の環境への配慮
 - アイドリングストップなどのエコドライブ運動の実施
- ②庁外活動時の環境への配慮

エ 庁外３Ｒの推進

- ①リデュース（Reduce）の推進（排出抑制、ごみを出さない）
 - 両面複写の推進、ミス複写の削減
- ②リユース（Reuse）の推進（再使用、繰り返し使う）
 - 使用済み封筒などの再使用
 - 裏紙利用の推進
 - フラットファイルの再使用
- ③リサイクル（Recycle）の推進（再生利用、再生して使う）
 - 庁舎内でのごみの分別徹底
 - 古紙分別回収の推進

(5) 率先実行計画の進捗状況

平成22年度の状況は、表Ⅱ－7、図Ⅱ－1のとおりであり、市役所本庁舎及び各支所、出先機関等（ただし、指定管理者制度の施設は除く）を対象に集計し、平成18年度を基準年として比較しています。これによると、電気使用量は、-5%以上の目標に対し+9.9%、水道使用量は-2%以上の目標に対し-4.8%、ガソリン使用量は-10%以上の目標に対し-18.8%、コピー用紙使用量は-10%以上の目標に対し+4.9%、再生紙の利用率は80%以上の目標に対し96.6%、二酸化炭素排出量は-5%以上の目標に対し+0.6%となっています。

また、平成5年度から庁舎などで機密文書以外の不用紙類（古紙類）を毎月回収し古紙引取業者に資源物として売り渡しています。古紙類回収量は（表Ⅱ－8）のとおりです。

(表Ⅱ－8) 古 紙 類 回 収 量

(単位：k g)

年度	雑誌	白紙(再生紙)	新聞・チラシ類	段ボール	合計
平成18年度	9,800	7,680	4,250	2,910	24,640
平成19年度	11,100	7,510	4,350	3,030	25,990
平成20年度	10,750	8,450	4,050	3,480	26,730
平成21年度	10,770	8,440	3,490	3,110	25,810
平成22年度	10,860	6,960	6,780	3,220	27,820

(表Ⅱ-7)

◆率先実行計画の進捗状況

●電気の使用量

目標: 5%以上削減

結果: 9.9%増加

		H18	H19	H20	H21	H22	前年度比 (H22-H21)	前年度増減率 (H22/H21)	H18年度比 (H22-H18)	H18年度増減率 (H22/H18)
本庁舎+支所庁舎	kwh	2,550,655	2,519,915	2,299,294	2,092,575	2,185,524	92,949	4.4%	△ 365,131	-14.3%
庁舎外	kwh	32,737,399	32,973,609	31,950,173	30,197,638	36,610,608	6,412,970	21.2%	3,873,208	11.8%
合計	kwh	35,288,055	35,493,524	34,249,467	32,290,213	38,796,132	6,505,919	20.1%	3,508,077	9.9%

●水道使用量

目標: 2%以上削減

結果: 4.8%削減

		H18	H19	H20	H21	H22	前年度比 (H22-H21)	前年度増減率 (H22/H21)	H18年度比 (H22-H18)	H18年度増減率 (H22/H18)
本庁舎+支所庁舎	m	19,660	20,832	19,303	17,349	17,770	421	2.4%	△ 1,890	-9.6%
庁舎外	m	392,522	403,728	377,044	374,618	374,510	△ 107	0.0%	△ 18,012	-4.6%
合計	m	412,182	424,561	396,347	391,967	392,280	314	0.1%	△ 19,902	-4.8%

●ガソリンの使用量

目標: 10%以上削減

結果: 18.8%削減

		H18	H19	H20	H21	H22	前年度比 (H22-H21)	前年度増減率 (H22/H21)	H18年度比 (H22-H18)	H18年度増減率 (H22/H18)
本庁舎+支所庁舎	ℓ	64,044	58,469	51,110	49,898	47,319	△ 2,579	-5.2%	△ 16,726	-26.1%
庁舎外	ℓ	48,044	51,488	46,071	43,546	43,647	101	0.2%	△ 4,397	-9.2%
合計	ℓ	112,088	109,957	97,181	93,444	90,965	△ 2,478	-2.7%	△ 21,123	-18.8%

●コピー用紙使用量

目標: 10%以上削減

結果: 4.9%増加

		H18	H19	H20	H21	H22	前年度比 (H22-H21)	前年度増減率 (H22/H21)	H18年度比 (H22-H18)	H18年度増減率 (H22/H18)
本庁舎+支所庁舎	枚	8,206,201	8,153,182	7,678,869	8,212,886	8,205,701	△ 7,185	-0.1%	△ 500	0.0%
庁舎外	枚	11,417,473	10,346,225	12,039,813	12,499,285	12,378,945	△ 120,340	-1.0%	961,473	8.4%
合計	枚	19,623,673	18,499,407	19,718,682	20,712,171	20,584,646	△ 127,525	-0.6%	960,973	4.9%

●再生紙の利用率

目標: 80%以上

結果: 96.6%

		H18	H19	H20	H21	H22
本庁舎+支所庁舎	%	97.0	99.2	98.1	98.9	97.3
庁舎外	%	89.1	96.9	96.9	95.6	96.1
合計	%	92.4	97.9	97.3	96.9	96.6

●二酸化炭素排出量

目標: 5%以上の削減

結果: 0.6%増加

		H18	H19	H20	H21	H22	前年度比 (H22-H21)	前年度増減率 (H22/H21)	H18年度比 (H22-H18)	H18年度増減率 (H22/H18)
灯油、A重油、LPG 都市ガス	Kg-CO2	6,992,923	6,960,744	6,660,158	6,210,563	5,960,871	△ 249,691	-4.0%	△ 1,032,052	-14.8%
ガソリン、軽油、LNG	Kg-CO2	373,454	385,375	340,918	325,840	313,589	△ 12,251	-3.8%	△ 59,865	-16.0%
電気	Kg-CO2	19,584,870	19,698,906	19,008,454	17,921,068	21,531,853	3,610,785	20.1%	1,946,983	9.9%
廃プラスチック焼却量	Kg-CO2	7,074,375	8,950,095	7,937,584	4,577,997	6,415,178	1,837,182	40.1%	△ 659,197	-9.3%
総排出量	Kg-CO2	34,025,623	35,995,119	33,947,113	29,035,467	34,221,492	5,186,024	17.9%	195,869	0.6%

(図Ⅱ-1)

